

2. 補助対象・補助対象外について

Q1	どのような費用が補助対象となりますか。	
A1		<p>基本的に、導入する変圧器の設置に際しての費用が補助対象となります。</p> <p>既存の変圧器の撤去・運搬（搬出）・保管・処分等にかかる費用は、補助対象外となります。</p> <p>また、一般的に発注者（変圧器の所有者）が行うような作業や管理に係る費用も補助対象外となります。</p> <p>※導入する変圧器の設置を、変圧器の所有者（＝申請者）自らが行う場合については、「4. 見積書について」をご参照ください。</p>
Q2	調査事業の補助対象となる変圧器は、どのようなものですか。	
A2		<p>以下のいずれかに該当する変圧器が補助対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">● 平成 5 年（1993 年）以前製造の変圧器● 平成 6 年（1994 年）までに出荷された富士電機製変圧器● 絶縁油の入れ替えが行われた変圧器（変圧器の製造年によらず）● 平成 5 年ごろに設置された変圧器で、銘板等の情報がなく製造年が不明の変圧器
Q3	調査事業又は調査交換事業において、調査の結果、PCB 汚染変圧器が発見されなかった場合は、補助されないのですか。	
A3		<p>調査の結果、PCB 汚染変圧器が発見されなかった場合でも、調査費は補助対象となります。</p>
Q4	調査や交換の際に必要な足場の設置・撤去や高所作業車等の費用は補助対象ですか。	
A4		<p>補助対象となります。</p> <p>ただし、交換に際しては、既存の変圧器の撤去に要した足場の設置・撤去や高所作業車等の費用は、補助対象外となります。（導入する変圧器の設置に要するもののみ補助対象となります。）</p>

Q5	高効率変圧器への交換の際、経年劣化した既存の配線や配線器具などの交換は補助対象ですか。	
	A5	既存の配線や配線器具などの交換は補助対象となりません。
Q6	交換により変圧器の数量を変更しても補助対象になりますか。	
	A6	既設の PCB 汚染変圧器と同数の高効率変圧器が補助対象になります。増設台数は補助対象となりません。
Q7	既設の PCB 汚染変圧器を交換する場合、設置場所の変更は可能でしょうか。	
	A7	同一建屋内であれば設置場所の変更は可能です。ただし、設置場所の変更に伴う工事費（追加の配線材料費、労務費、既設場所の補修費、変更後設置場所の工事費等）は補助対象となりません。
Q8	既設の変圧器の処分費や社内（事業所内）保管場所への運搬費は、補助対象ですか。	
	A8	補助対象となりません。
Q9	補助対象・補助対象外の工事を同時に実施することは可能ですか。	
	A9	可能です。 見積書の補助対象外の項目に『補助対象外』と追記してください。一般管理費や現場管理費など対象・対象外が分けられていない場合、金額按分として按分計算書を添付してください。
Q10	新たに設置する変圧器の条件はありますか。	
	A10	導入する変圧器が「省エネルギー基準達成率 125%以上（基準エネルギー消費効率の 80%以下）」であることを満たしている必要があります。